

諮問番号：令和８年諮問第１号 諮問日：令和８年 ６月２２日
答申番号：令和８年度答申第１号 答申日：令和８年 ８月 ５日
件 名：日本銀行出資証券保有者の利益相反に関する文書の不開示に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下順に「文書１」、「文書２」及び「文書３」といい、併せて「本件対象文書」という。）について、これらを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第２ 苦情申出人の主張の要旨

１ 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成２３年３月３０日事務総長決定。以下「規程」という。）第３条に基づく本件対象文書の開示申出に対し、令和８年５月２０日付け参庶文発第１５号により、参議院事務局（以下「事務局」という。）が、本件対象文書を作成しておらず、文書が存在しないことから不開示としたことについて、本件対象文書の開示を求めるものである。

なお、文書１は、参議院憲法審査会委員が日本銀行の出資証券を保有している場合における利益相反の有無を確認するための文書、文書２は、憲法審査会委員の選任に当たり、当該委員が日本銀行の出資者である場合の委員の除斥又は回避に関する文書、文書３は、資産報告書において日本銀行の出資証券の実質保有があった場合の利益相反の確認手続を定めた文書である。

２ 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の理由は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

１５号不開示決定自体のUNCAC 7条8条10条違反推定・憲法２１条違反推定・憲法３１条違反類推適用・iccpr 国際規約１９条２５条違反推定

第３ 事務局の説明の要旨

１ 本件対象文書

本件対象文書は、別紙に掲げる文書１から文書３までの各文書である。

２ 不開示理由の要旨

事務局は、本件申出に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないことから不開示とした。

3 苦情申出人の主張に対する所見

(1) 参議院憲法審査会委員の選任等の手続

参議院憲法審査会委員は、参議院憲法審査会規程（平成23年5月18日議決）第3条第2項において、「委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する」とされており、「議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を憲法審査会委員に指名」（令和5年版参議院先例録145号）することとされている。参議院憲法審査会委員の選任の際に日本銀行の出資証券の保有の有無を確認等する旨の法規の定めは存在しない。

それゆえに、文書1については、事務局において開示申出に係る文書を作成することはないため、当該文書は存在しない。文書2についても、事務局において開示申出にあるような検討、調査は行っておらず、当該文書は存在しない。

(2) 資産等報告書等の提出手続

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号。以下「資産公開法」という。）に基づき、国会議員は、その任期開始の日に有する資産及びその任期開始の日後毎年新たに有することとなった資産について報告することが義務付けられている（資産公開法第2条）。日本銀行の出資証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条の有価証券（同条第1項第6号「特別の法律により設立された法人の発行する出資証券」）として報告対象の資産であるが、資産公開法は資産等報告書及び資産等補充報告書（以下「資産等報告書等」という。）を公開することにより国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくことを目的（資産公開法第1条）としたものであり、利益相反等を確認するための基準等については定めがない。このため、事務局において本件申出に係る文書を作成しておらず、当該文書は存在しない。

よって、本件申出に係る文書を作成しておらず、文書が存在しないため不開示としたことは妥当であると考ええる。

そのほか、苦情申出人の各種主張には理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①令和8年 6月22日 諮問の受理
- ② 同月29日 事務局の職員（庶務部文書課課長補佐、庶務部議員課長及び憲法審査会事務局総務課長）からの説明聴取及び調査・審議
- ③ 8月 5日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件開示申出は、本件対象文書の開示を求めるものであり、事務局はこれを保有していないとして不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書の開示を求める旨主張していることから、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会において本件対象文書の保有状況について事務局に確認させたところ、事務局は以下のとおり説明する。

- (ア) 参議院憲法審査会の審査において、委員の日本銀行出資証券の保有の有無を確認するための規定はない。
- (イ) 参議院憲法審査会委員の選任手続については、開示申出に係る文書を作成する規定はなく、開示申出にあるような検討、調査を行っていない。
- (ウ) 資産等報告書等の提出手続において、利益相反等を確認するための基準等についての規定はなく、これを確認することはない。

以下、各文書について検討する。

(1) 文書1について

当審査会において、参議院憲法審査会規程等には、日本銀行の出資証券の保有に言及する規定は存在しないことを確認した。

憲法審査会の会議に付する案件については、事務局に確認したところ、与野党の幹事の間で協議され、幹事間の合意に基づき、憲法審査会会長が決定しているとのことであった。また、案件の協議に当たり、利益相反を考慮し、個別の委員の出席を除斥又は回避する規定があるか事務局に確認したところ、規定は存在しない旨の説明があり、当審査会においても確認した。

(2) 文書2について

当審査会において、参議院憲法審査会規程等には、日本銀行の出資証券の保有及び国際金融資本との関係に言及する規定は存在しないことを確認した。

憲法審査会委員の選任手続について事務局に確認したところ、議院運営委員会理事会において各会派の所属議員数の比率により各会派への割当数が決定され、各会派はこれに基づいて委員の推薦届を提出し、議長はこれにより委員を指名しているとのことであった。また、会派から推薦された委員について、事務局として日本銀行の出資証券の保有の有無を確認することは行っていない旨の説明があった。

(3) 文書3について

資産公開法の目的として「国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資すること」と定めている（資産公開法第1条）。

事務局に確認したところ、資産公開法上、有価証券は報告対象の資産であり、日本銀行の出資証券は有価証券に該当する。しかし、資産等報告書等の「有価証券」の項に「その他」としてまとめて記載されることとなり、その種類や金額の内訳について確認はできず、また、利益相反等を確認するための基準等について規定はない旨の説明があった。加えて、同法上、「信託」や「法人名義」等で実質的に保有していることを確認することはできない旨の説明があった。

また、当審査会において、資産公開法やその下位規程には、資産等報告書等の提出に当たり日本銀行の出資証券の保有の有無のような個々の記載内容を確認等する規定は存在しないことを確認した。

なお、国会議員から提出された資産等報告書等については、資産公開法第5条第2項において「何人も、各議院の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。」と規定され、規程による事務局文書の開示とは別の制度に基づき閲覧できる。

以上のことから、憲法審査会における審査や委員の選任等の手続、資産等報告書等の提出において、制度上、日本銀行の出資証券の保有の有無が考慮されることはないことは明白であり、これらの事項を確認等することはないとする事務局の説明は首肯できる。したがって、本件対象文書を保有していないとする事務局の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。

3 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人のその他の主張について、提出された資料等を確認したが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件対象文書を不開示としたことの妥当性

以上のことから、事務局が本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

鈴木庸夫、松村雅生、高山崇彦

(別紙)

- 文書 1 参議院憲法審査会において審議される日本国憲法改正草案の起草および法的助言にあたり、同審査会委員が日本銀行の出資証券（実質的保有を含む）を保有していることによる日銀 45% 不明 beneficially Owner 実質株主との利益相反の有無を確認・精査するための事務規定、判断基準、または運用マニュアルが記されたすべての文書。
- 文書 2 憲法審査会委員の選任にあたり、当該委員が日本銀行の出資者（45%の民間出資分、または信託等を通じた実質的受益者）である場合、審議の公平性を期すために当該委員の除斥または回避を検討した記録、および利害関係の有無を調査した結果が記載されたすべての文書（2026年2月18日の米下院公聴会で指摘された国際金融資本との繋がりに関する調査を含む）。
- 文書 3 国会議員の資産等の公開に関する法律に基づき提出された資産報告書において、日本銀行の出資証券が「信託」や「法人名義」等の形態で実質的に保有されている場合、これを**「利益相反」として捕捉・確認するための照合基準、および疑義が生じた際の日銀側への照会手続き**を定めたすべての文書。

注 文書 1～3 は、事務局文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり。